

# 総務委員会資料

## 1 令和4年第4回定例会提出予定議案の説明

### (3) 議案第107号

かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する  
条例の制定

資料1 かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条  
例関係

参考資料 かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条  
例新旧対照表

経済労働局

令和4年8月31日

## かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例関係

### 1 改正理由

使用料及び手数料については、行財政改革プログラムにおいて、「使用料・手数料の設定基準」（平成26年7月策定、令和元年11月改定）及び「一般会計における使用料・手数料に係る消費税率引上げへの対応」（令和元年11月策定）に基づき、市民サービスの受益と負担の適正化を図るとともに、消費税の負担の適切な転嫁も勘案して、全庁的な見直しを行うこととしている。

平成29年4月の全庁的な見直し以降、サービス提供に要するコストや利用状況等に変化が生じていること、また、令和元年10月の消費税率引上げに合わせた消費税相当分の料金引上げをこれまで行っていないことを踏まえ、使用料及び手数料の全庁的な見直しを行う。

かわさき新産業創造センターの施設及び設備の利用料金については、当該施設の受益者負担割合と標準的受益者負担割合に大きな乖離がないため、令和元年10月の消費税率引上げによる消費税相当分の引上げを行うことによって、消費税の負担を転嫁することとする。

### 2 利用実績

	施設入居率
令和元年度	82%
令和2年度	94%
令和3年度	97%

※ 施設入居率は、新事業事務室、新事業研究室及びクリーンルームの床面積の合計に対する各年度末時点で利用許可している床面積の割合である。

### 3 増収見込額

約599万円

かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
○かわさき新産業創造センター条例 平成14年10月8日条例第34号				○かわさき新産業創造センター条例 平成14年10月8日条例第34号			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
1 施設利用料				1 施設利用料			
種別		単位	金額	種別		単位	金額
新事業事務室	15平方メートル以上のもの	1月1平方メートルまでごとに	3,560円	新事業事務室	15平方メートル以上のもの	1月1平方メートルまでごとに	3,500円
	15平方メートル未満のもの		3,050円		15平方メートル未満のもの		3,000円
新事業研究室		1月1平方メートルまでごとに	4,070円	新事業研究室		1月1平方メートルまでごとに	4,000円
クリーンルーム		1月1平方メートルまでごとに	6,110円	クリーンルーム		1月1平方メートルまでごとに	6,000円
試作室		1月1平方メートルまでごとに	2,540円	試作室		1月1平方メートルまでごとに	2,500円
実験用設備等置場		1月1平方メートルまでごとに	710円	実験用設備等置場		1月1平方メートルまでごとに	700円
一時利用研究室		1時間までごとに	170円	一時利用研究室		1時間までごとに	170円
駐車場	月単位で利用する場合	1月1台	10,000円	駐車場	月単位で利用する場合	1月1台	10,000円
	時間単位で利用する場合	基本料金 1台1時間まで300円	超過料金 超過時間30分までごとに150円		時間単位で利用する場合	基本料金 1台1時間まで300円	超過料金 超過時間30分までごとに150円

改正後	改正前								
<p>備考</p> <p>1 第7条第2項第1号カに該当する者が新事業事務室、新事業研究室、クリーンルーム、試作室又は実験用設備等置場を利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の5割相当額とする。</p> <p>2 利用許可期間の最初の日又は利用許可期間の最後の日が月の途中であるときは、その月の施設利用料は、日割計算による。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 駐車場を時間単位で利用する場合における施設利用料の額は、1日につき1台当たり1,200円を限度とする。</p> <p>2 設備利用料</p> <table border="1" data-bbox="174 619 1066 715"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1本、1台、1式その他1単位 1日</td> <td><u>1,010円</u></td> </tr> </tbody> </table>	単位	金額	1本、1台、1式その他1単位 1日	<u>1,010円</u>	<p>備考</p> <p>1 第7条第2項第1号カに該当する者が新事業事務室、新事業研究室、クリーンルーム、試作室又は実験用設備等置場を利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の5割相当額とする。</p> <p>2 利用許可期間の最初の日又は利用許可期間の最後の日が月の途中であるときは、その月の施設利用料は、日割計算による。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 駐車場を時間単位で利用する場合における施設利用料の額は、1日につき1台当たり1,200円を限度とする。</p> <p>2 設備利用料</p> <table border="1" data-bbox="1169 619 2060 715"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1本、1台、1式その他1単位 1日</td> <td><u>1,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	単位	金額	1本、1台、1式その他1単位 1日	<u>1,000円</u>
単位	金額								
1本、1台、1式その他1単位 1日	<u>1,010円</u>								
単位	金額								
1本、1台、1式その他1単位 1日	<u>1,000円</u>								